

選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書

現行民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方の姓を改めることと規定しているが、家族の在り方も多様化し、女性活躍が推進される現代において、社会の考え方や価値観も変化してきている。社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、社会的・経済的な損失を被る、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、姓を維持するために法的な保障が少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大に向けた取り組みを進めているが、一部の国家資格や免許などでは旧姓の使用が認められていない、ダブルネームを使い分ける負担や管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるなどの問題が指摘されている。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消することはできず、根本的な解決にならない。

平成27年12月の最高裁判所判決に続き、令和3年6月の最高裁判所決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」との判断を示し、国会における議論を促している。選択的夫婦別姓については、こうした状況や最高裁判所の判決の趣旨を踏まえ、議論を活性化することが国会及び政府の責務である。

よって、多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、選択的夫婦別姓制度についての議論の活性化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
総務大臣宛

千葉県我孫子市議会